



シリーズ②～過半数代表者選出選挙について～

なぜ労働組合の代表が36協定を締結するのが相応しいのかを認識しよう！



36協定とは！？正しく本質を理解しよう！

時間外労働や休日労働について、労働者と使用者間で決めた協定のことで、

正式名称は「時間外・休日労働に関する協定届」です。

労基法において、**労働時間は原則として**

「1日8時間、1週間で40時間以内」と定められています。

この**法定労働時間を超えて働く場合、「1日」「1ヶ月」「1年」と、それぞれの期間に対する時間外労働の上限について、労働者と使用者との間で36協定を締結**します。

これを労働基準監督署に提出することで、事業主は労働者に対して時間外労働・休日労働を命じることが可能となるのです。**36協定を結ばずに労働者に時間外労働をさせた場合、労基法違反となり、罰則が科せられることもあります。**

つまり36協定の本質的な意味とは…

労働者が健康で働けるよう、時間外労働を抑制するために上限を設けたものであって、**36協定=「超勤、休勤が出来る」という認識は誤り。**

なぜ労働組合の代表が36協定を締結するのが相応しいか

使用者（会社）は、利益を生み出すために、常に生産性向上（JR東日本で言えば“融合と連携”等）を推し進めます。生産性をあげるということは、一方では労働者1人あたりの労働密度があがることも意味しますから、よりサービス残業や時間外労働に関して注視できる側の視点が必要です。その意味からしても、36協定を締結するのは、憲法や労基法上も「法人格」をもった労働組合の代表が選出されることが相応しいと言えます

シリーズ③～過半数代表者選出選挙について

労働者の権利を正しく理解し、労働組合に結集しよう！